

外来種被害防止行動計画（仮称）作成の目的

外来種被害防止行動計画（仮称）（以下「行動計画」という）は、愛知
目標を踏まえた 2020 年までの特定外来生物も含めた外来種全般に関
する中期的な総合戦略として、我が国の生物多様性の保全等を推進
するための外来種対策の指針となるものである。

行動計画においては、国・地方自治体・民間団体等の役割と外来種対策における優先度の考え方、非意図的に導入された外来種や国内由来の外来種の対策の基本的な考え方等を整理した上で、侵略的外来種リストの作成方針を示し、保護地域における外来種対策、水際におけるモニタリング、予防・早期防除等の対策、普及啓発の推進等の施策の実施方針を明らかにしていくことにより、

○外来種の取扱いに関する国民全体の認識の向上と各主体による適切な行動の促進

○優先度を踏まえた効果的・効率的な防除の推進

○多様な主体の参加による役割分担と連携のもとでの、広域的な防除の推進

○非意図的に導入された外来種や国内由来の外来種の対策の推進

等、より一層の取組が必要な対策の実施に資するものとする。

【外来種被害防止行動計画の作成を検討するに至った指摘事項】

- 未だ外来種に関する理解や問題意識が十分でない面があり、関係業界等における自主的取組等が促進されるよう、働きかけを進める必要がある。（関係者への働きかけ）
- 計画的な防除のためには、対象とする外来生物毎に、まずは次に示す視点から、当該防除の位置づけを明確にすることが必要である。（防除）
 - 【実施主体】：国、地方自治体、NGO/NPO 等、市民
 - 【目的】：生態系保全、人身保護、農林水産業保護、その他
 - 【目標】：完全排除（根絶）、一部根絶、分布拡大防止、被害低減化
 - 【侵入状況（時間的側面）】：侵入初期、分布拡大期、蔓延期、防除効果による低密度化段階
 - 【分布（空間的側面）】：限定的な分布、広域的な分布

- 全国的な分布拡大を防止できていない事例などもあり、効果的に防除を進めるために、次のような課題がある。(防除)
 - ・ 全国的な観点からの優先順位付けなどの戦略的な防除の展開
 - ・ 広域的な連携の推進と効果的・効率的な役割分担
 - ・ 防除実績や評価指標となるデータ及び科学的知見に基づく計画的・順応的防除の実施
 - ・ 防除の費用や実施体制の確保
 - ・ 防除技術の開発、マニュアルの整備
 - ・ 法的な枠組みの整理
- 未だ外来種に関する理解が十分とは言えず、広報や学校教育の効果を定期的・客観的に把握しつつ、効果的・効率的な取組を進める必要がある。(国民への普及啓発)
- 種同定やモニタリング調査の体制を拡充・強化させるとともに、外来生物の新しい確認情報の収集と共有を進め、侵入初期段階での防除を促進する必要がある。(非意図的な導入)
- まずは「国内の在来種であっても、国内移動によって外来種問題を引き起こす可能性がある」旨を広く周知し、国内移動の外来種問題の認知度を上げていく必要がある。その際、「移動後の防除よりも移動の未然防止がずっと安価で効果的な対策である」旨についても、広く周知する必要がある。(国内由来の外来種)

平成 22 年度「外来生物法施行状況評価検討会」における委員からの指摘事項より

- 定着の段階や対策の方向性の情報、効果等を付加して社会に働きかけるためのリストとする（リストの目的）
- 国内由来の外来種には、飼育品種や分布域内における他地域からの持ち込みの問題もある。また、国内由来の外来種とともに国外由来の在来種（国外にも分布する在来種と同一とされている種）の扱いも検討すべきである
- 寄生生物・人獣共通感染症（キャリアの問題あり）の扱いについても検討すべきである。
- リスト作成によって生物多様性保全の観点をもっと注目させる必要がある。また、様々な主体に対して意識と知識を高めるとする大前提を記述すべきである。

平成 23 年度「第 1 回侵略的外来種リスト検討会」における委員からの指摘事項より